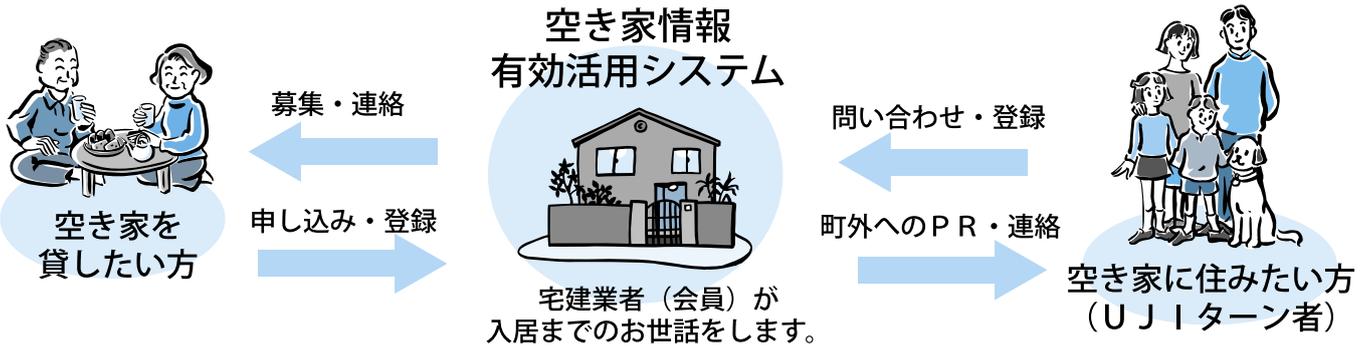


空き家所有者の皆さん「空き家情報有効活用システム」をご利用ください。



めざせ！ かしの消費者

エステティックサービスを解約したい
相談は 山口県消費生活センター
☎083 (924) 0999

【相談】
2日前、エステティックサロンに行き、無料体験をし、契約をしたが高額なので解約を申し出たところ、エステティックサロンから施術料の1回分を請求された。
【ワンポイント講座】
契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスは、特定商取引法により特定継続的役務提供として規制されています。事業者は、契約締結前に概要書面を、契約締結後に遅滞なく契約書面を渡さなければなりません。また、

契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間経過後も、将来に向けて、契約を解除することができます。
エステティックサービスの契約は、契約金額も高額なケースが多く、病气や引越など、将来想定外の事情でサービスが受けられなくなることもありますので、長期間の契約は避けた方がよいでしょう。



周防大島町では「空き家」を地域資源と考え、宅建業協会柳井支部と協力して周防大島への定住希望者（U・J・Iターナー）を対象に物件（賃貸）の情報管理・紹介を行っています。
「空き家」を貸したい方は、問い合わせ先までご連絡ください。
■問い合わせ／
○担当窓口
政策企画課地域振興班
☎74・1007
または、各総合支所の窓口へお願いします。
○大島総合支所 ☎74・1001
○久賀総合支所 ☎79・1000
○橘総合支所 ☎77・5500
○東和総合支所 ☎78・1110

医療保険課からのお知らせ

○安心して医療を受けるために
日本では、だれもが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入しなければなりません。（国民皆保険制度）職場の保険に加入している人と生活保護を受けている人以外は国民健康保険に加入することになります。健康だから保険証はいらない、病気になったら加入する、といった選択をすることはできません。
保険制度は、加入者が保険料（料）を出し合い、医療費に充てる助け合いの制度です。必ず加入しましょう。
○退職者医療制度の適用について
1 退職本人に該当する方
（次の条件全てに該当）
・国民健康保険の被保険者
・老人保健制度の適用を受けていない方
・厚生年金や共済年金等の受給者で、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方
2 退職被扶養者に該当する方
（次の条件両方に該当）
・退職本人の配偶者（内縁関係でも可）または退職本人と同世帯で、主はその収入によって生活している三親等以内の親族
・年間収入が130万円未満の方
該当されている方で、現在一般の国民健康保険者証（クリーム色）をお持ちの方は、退職者医療制度加入の手続きを行ってください。
■問い合わせ／
医療保険課 ☎77・5502